

本市における夕方支援に係るこれまでの経緯と取組について

1 夕方支援とは

重度の障害がある方は生活介護事業所等を利用したのち、概ね夕方4時頃に自宅に帰宅しているが、家族の就労やレッスン、冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校の行事等により自宅に家族が不在の際に、預かりや見守りなどの支援が求められている。

※「夕方支援」というサービスではなく、夕方支援に役立つサービスとしては、生活介護事業所における延長支援、障害児・者日中一時支援事業、ホームヘルプサービス等などが利用されている。

2 障害児・者への支援の根拠となる法令の考え方及びこれに基づく事業

《18歳未満の児童》

児童福祉法では「児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるように」との理念のもと、障害のある児童についても、等しくその生活を保障され、愛護されながら、年齢や障害に応じた健やかな成長を促すという観点から、福祉サービスもそれに即した形で組み立てられている。

放課後支援の主なサービス

目的：放課後などの余暇を活用して、障害のある児童の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進すること。

「放課後等デイサービス」（法定） 83事業所

事業所数は平成28年7月1日現在

地域生活支援事業（任意事業）

「障害児タイムケアモデル事業」 11か所
「障害児・者日中一時支援事業」 20事業所

《18歳以上》

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）では、「障害のある方が個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」との理念のもと、障害のある方ご本人の地域における自立した生活を支援する観点から、これに即したサービス体系となっている。

日中、生活介護事業所に通われている場合の夕方支援の主なサービス

生活介護事業所 59事業所

事業所数は平成28年7月1日現在

地域生活支援事業（任意事業）
「障害児・者日中一時支援事業」 20事業所

ご自宅等でのヘルパー派遣 189事業所

3 経過

昨年3月 「障害のある青年たちの学校卒業後の夕方支援の充実に関する請願」審査 ⇒ 採択

本市答弁：ニーズやサービス事業者の実情等をしっかりと把握した上で、検証と必要な検討を行う。

5月 21大都市心身障害者（児）福祉主管課長会議にて照会

⇒ 現時点においては、全国的にも従来制度で対応を図っており、夕方支援に特化した独自の支援策は実施していない。

6月 生活介護事業所 59か所にアンケート調査実施（＊延長支援について別途協力依頼）

7月 障害者相談支援センター 28か所にアンケート調査実施

10月 「障がいのある青年たちの学校卒業後の夕方支援の充実に関する請願」

「障がいのある青年たちの学校卒業後の夕方支援の受け入れ先の充実を求める請願」審査

⇒ 趣旨採択

本市答弁：生活介護事業所の利用者へアンケートを実施し、個別のニーズを把握する。

4 夕方支援に関する実態調査

資料2のとおり

主な結果

●ご家族で今後、通所施設利用後に何らかのサービス希望する方が、66.5%に達している（理由はレスパイト、主な介助者の通院、他の家族の介護、主な介助者の就労）。

●そのうち、希望する通所施設利用後のサービスは、通所施設での延長対応が48.5%と最も多い。

●通所施設での延長対応について、希望する利用頻度は週1回、週2回が多い。

●通所施設での延長対応や日中一時預かり等の何らかのサービスが必要な時間については、希望する時間は18時から19時、17時から18時が多い。

●ご家族が何時ごろの帰宅を希望するかについて、希望する時間は18時から19時、17時から18時が多い。

調査結果を踏まえた考察

●ご家族で、今後、通所施設利用後の何らかのサービスを希望する方が、66.5%に達しており、夕方支援のニーズは高いものと考察される。

●サービスを希望する理由はレスパイトが最も多く、通所施設の延長対応についての利用の頻度に関する希望は、週1回、2回を希望している。

●サービスを希望する利用時間帯及び何時ごろの帰宅を希望するかについては、17時から18時、18時から19時が多くなっており、通所施設利用後2時間から3時間程度のサービスを希望している。

5 取組と今後の方向性

（1）サービスの量的拡充策

●「特別支援学校等卒業生対策に伴う通所事業所整備計画」に基づき、拠点型通所事業所として平成28年1月に宮前区に「まじわーる宮前」、4月に川崎区に「たじま」を開設し、その後、短期入所（たじま4床・まじわーる4床）及び障害児・者日中一時支援事業（たじま・まじわーる）を開始。

●延長対応の実施や障害児・者日中一時支援事業の開始について、引き続き、市から施設・法人に働きかけ、障害児・者日中一時支援事業実施事業所が18事業所から20事業所へと2事業所増加した。

●短期入所や日中一時支援といった夕方支援に資するサービスについて、事業者が増えるよう、引き続き協力依頼を行っていく。

（2）人材確保対策

●ホームヘルパー養成研修・重度訪問介護従事者養成研修を継続して実施した。

●引き続き、ホームヘルパー養成研修・重度訪問介護従事者養成研修を継続して実施し、人材の確保に努めていく。

（3）国への要望

●「夕方支援に資するサービスの充実」について、要望が増えてきていることから、他都市とも連携を図りながら国への課題提起や要望行動を実施

⇒平成28年6月 「平成29年度 国の予算編成に対する要請書」を提出

⇒平成28年7月 21大都市心身障害（児）者主管課長会議として国へ要望書を提出

●生活介護事業所における延長加算については、採算性や職員確保が可能な報酬体系とすることは、国が障害者総合支援法の制度として行うべきものであることから、引き続き国への要望を行っていく。

川崎市夕方支援に関する実態調査について（概要）

1 調査の概要

(1) 調査の目的

生活介護事業所に通所されている方々の通所施設利用後の過ごし方や希望の過ごし方を調査し、夕方支援に対するニーズを把握

(2) 調査対象者

市内59の生活介護事業所の利用者

※入所施設及びGH利用者除く

(3) 調査期間

平成28年1月18日（月）から2月5日（金）まで

(4) 調査項目

- ① 本人状況（性別、年齢、住まいの区、手帳の等級、障害支援区分、医療的ケアの有無など）
- ② 家族構成（一緒に住んでいる方、介助・支援してくれる人の続柄、兄弟姉妹の有無など）
- ③ 夕方支援について（通所施設利用後の過ごし方、夕方支援が必要になった場合の対応など）

(5) 回収状況

配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
1,507件	773件	51.3%	771件	51.2%

2 調査結果の主な内容

(1) 最も希望の高い通所施設利用後の過ごし方

自宅で過ごす	64. 5%
通所施設での延長対応	11. 3%

(2) (1)以外で、希望する通所施設利用後の過ごし方

通所施設での延長対応	21. 4%
趣味や学習活動	12. 3%

(3) 家族の都合による通所施設利用後支援が必要になった場合の対応

短期入所の利用	37. 7%
通所施設での延長対応	23. 1%
ヘルパーの利用	19. 7%
サービスの利用希望はあるが利用なし	19. 5%

(3) - 2 通所施設での延長対応について

① 利用頻度

月1回	16. 3%
月2回	5. 1%
週5回	4. 5%

② 利用時間

17時から18時	18. 5%
18時から19時	11. 8%
19時以降	10. 1%

(3) - 3 日中一時支援（一時預かり）について

① 利用頻度

週1回	12. 1%
月1回	11. 4%

② 利用時間

18時から19時	23. 6%
17時から18時	15. 7%
19時以降	6. 4%

(3) - 4 日中一時支援（日中短期入所）について

① 利用頻度

月1回	17. 9%
週2回	6. 3%
週1回	4. 5%

② 利用時間

19時以降	18. 8%
18時から19時	8. 0%

(4) 今後、通所施設利用後の何らかのサービスの希望

希望する	66. 5%
希望しない	21. 7%

(5) ご家族がサービスを希望する理由

レスパイトのため	47. 0%
主な介助者の通院のため	31. 6%
他の家族の介護のため	25. 0%
主な介助者の就労のため	23. 6%

(6) ご家族が希望する通所施設利用後のサービス

通所施設での延長対応	48. 5%
短期入所の利用	10. 9%
GH入居・施設入所等	8. 0%
日中一時支援（一時預かり）の利用	6. 6%

(6) - 2 ご家族が希望する利用頻度（通所施設での延長対応）

週1回	17. 7%
週2回	16. 5%
週5回	9. 6%
月2回	9. 0%

(6) - 3 ご家族希望する利用時間帯（通所施設での延長対応）

18時から19時	35. 3%
17時から18時	22. 5%
19時以降	14. 1%

(7) ご家族が希望する通所施設での延長対応や日中一時預かり等の何らかのサービスが必要な時間

17時から18時	23. 5%
18時から19時	15. 8%
16時から17時	10. 2%

(8) ご家族が何時ごろの帰宅を希望するか

18時から19時	25. 6%
16時から17時	19. 2%
17時から18時	13. 7%

(9) 自己負担が伴うサービスの利用意向

利用したい	43. 6%
利用したくない	19. 1%

(10) 利用する場合の1時間あたりの金額の限度

500円以下	46. 7%
1, 000円	40. 5%
1, 500円	7. 4%